

# 海外事業者をうたうマルチ取引にご注意ください！



「友人を紹介すれば紹介料がもらえる」などと勧誘されるマルチ取引の契約相手が、海外事業者をうたっている場合、契約を解約したくても、日本法が適用されないなどと主張して、クーリング・オフに応じてもらえない（※1）、返金してもらえない、などの**トラブルが多発**しています。

- ✓ **海外事業者をうたうマルチ取引については、少しでも不安があれば勧誘されても断るなど、慎重に行動してください。**
- ✓ **仮に契約をしてしまったとしても、基本的に、日本法による消費者保護が受けられません（※2）。**
- ✓ **困ったら、消費者ホットライン（局番なし188）その他の消費生活相談窓口までご相談ください。**

※1 連鎖販売取引は、クーリング・オフをすることができます（クーリング・オフ期間は、契約書面を受領した日から起算して20日間以内）。

※2 消費者と事業者との間で、契約の準拠法を海外の法律と合意していても、日本法に基づくクーリング・オフなどができません。

## （参考）マルチ取引のうち海外に関する消費生活相談件数



マルチ取引（※3）のうち海外に関する消費生活相談の件数（※4）は、2011年度に529件であったところ、2020年度の件数は1,050件となっており、2011年度と比べ約2倍に増加しています。

※3 「マルチ取引」の相談は、特定商取引法第33条第1項に規定する「連鎖販売取引」とは必ずしも一致しません。

※4 「海外」に関する相談は、必ずしも海外事業者と契約をしたものに限りません。

（備考）

- ・ PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2021年3月31日までの受付、2021年5月24日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。）。
- ・ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活相談情報ネットワークシステム）は、（独）国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース。



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan